

掛金月額の設定モデル

不当差別となるような決め方はできません。勤続年数や基準給与等、客観的基準で決めてください。

- モデル① - 賃金を基準にした方法

賃金の5%程度を
掛金月額とした場合

賃金	掛金月額
16万円未満	8,000円
16~20万円未満	10,000円
20~24万円未満	12,000円
24~28万円未満	14,000円
28~32万円未満	16,000円
32~36万円未満	18,000円
36~40万円未満	20,000円
40万円以上	22,000円

- モデル② - 勤続年数を基準にした方法

賃金を基準とする方式と同じように、
勤続年数をいくつかのグループに分け、
掛金月額を決める方式です。

勤続年数	掛金月額
2年未満	5,000円
2~5年未満	8,000円
5~10年未満	12,000円
10~15年未満	18,000円
15~20年未満	24,000円
20年以上	30,000円

- モデル③ - 役職を基準にした方法

役職により
掛金月額を決める場合

役職	掛金月額
一般社員	5,000円
主任	8,000円
係長	12,000円
課長補佐	18,000円
課長	24,000円
部長	30,000円

過去勤務期間の通算取扱い

(このお取扱いは新規契約時に1回限りとなります)

入社日から制度加入日までの期間を「過去勤務通算期間」として被共済者ごとに設定できます。

- ・過去勤務通算期間 → 最高10年 年未満の端数月は切り捨てます。
- ・過去勤務通算口数 → 最高30口 基本掛金口数もしくはそれ以下の口数で設定ください。
- ・過去勤務掛金 → 通算期間、通算口数及び払込期間により、個人ごとに計算されます。一括納付はできません。
- ・払込期間 → 過去勤務通算期間と同一年数です。ただし通算期間が6年以上の場合は払込期間は5年とします。



個人情報の取扱いについて

本共済制度におきましては共済契約者となる事業主ならびに被共済者となる従業員の方々の個人情報を次の通り取扱います。

- ①被共済者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、被共済者の同意に基づき、共済契約者から当所に提供されます。
- ②当所は、共済契約者より提供を受けた共済契約者および被共済者の個人情報について、本制度の運営、各種サービスのご案内・提供のために使用するとともに、共済契約者および被共済者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している新企業年金保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当所から提供を受けた共済契約者ならびに被共済者の個人情報を保険契約の引き受け・ご継続・維持管理、給付金等のお支払い、関連会社・提携会社を含む各商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他の保険に関連・付随する業務のために使用します。また、アクサ生命は、当所をはじめ共済契約者に対し上記目的の範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤新企業年金保険契約の引受保険会社が変わる場合は、共済契約者および被共済者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

委託保険会社 アクサ生命保険株式会社 【取扱店】アクサ生命保険株式会社 彦根営業所 八日市分室
〒527-0012 東近江市八日市本町1-6 八日市商工会議所3階 TEL.0748-23-3234

八日市商工会議所 TEL.0748-22-0186
https://www.odakocci.jp 〒527-0012 東近江市八日市本町1-6

特定退職金 共済制度

着々と備えて、
企業も従業員も将来安心

退職金制度を容易に確立

月々、定額の掛金を支払うこと
により、将来の退職金を計画的
に準備できます。

掛金は非課税

掛金は一人月額30,000円まで
損金または必要経費に算入で
きます。
(1口1,000円~30口30,000円まで)

経営審査の加点対象

公共工事入札(建設業関係)に
係る経営審査の加点対象。

東近江市が掛金の 一部助成

要件
・東近江市にある事業所に限る
・常時雇用従業員20人未満
・新規加入から12カ月を補助
・掛金月額20%相当額を補助
(上限1,000円)

通算制度でまとまった 退職金

・過去勤務通算
・中小企業退職金共済からの
通算

国の制度との 重複加入が可能

中小企業退職金共済との重複
加入が可能。
ただし、他の特定退職金制度と
の重複加入は認められません。



STEP
01



加入するときは

全従業員を同意の上、加入させるようにしなければなりません。(任意包括加入)

従業員は原則全員加入
[15才以上85歳未満]



加入させなくてもよい従業員

- ① 期間を定めて雇用される者
- ② 季節的業務に雇用される者
- ③ 試みの雇用期間中の者
- ④ 短時間労働者
- ⑤ 休職期間中の者
- ⑥ 非常勤の者

加入できない方

・事業主 ・役員(使用人兼務役員除く) ・事業主と生計を一にする親族(専従者含む)

STEP
02



掛金

基本掛金月額 従業員1人につき1口(1,000円)から最高30口(30,000円)

- ・掛金は全額事業主負担
- ・掛金には一口あたり70円の事務費(うち20円はアクサ生命事務費)が含まれています。事務費を除いた残額を保険料として運用します。

口数の増口 基本掛金の範囲で増口できます。

払込方法 掛金は取扱い金融機関口座より毎月25日(休日の場合は翌営業日)に振替させていただきます。

掛金として払い込まれた金額は、いかなる理由においても事業主には返還しません。



STEP
03



加入手続き

申込 事業所(事業主)が対象となる従業員を被共済者として、別紙加入申込書により、当商工会議所に申し込んでください。

被共済者証 被共済者に対しては「退職金共済制度被共済者証」を発行します。

STEP
04



給付金の請求

退職金の給付を受けようとする時は、「特定退職金共済制度退職通知書兼給付金請求書」により当商工会議所へ請求ください。

この制度からの給付金は、次の4つの内いずれかとなります。

1

退職給付金

加入従業員(被共済者)が退職したとき退職給付金が支払われます。

2

遺族給付金

加入従業員(被共済者)が死亡退職したとき遺族給付金が遺族に支払われます。(退職給付金に、基本掛金1口につき10,000円を加算した額)

※遺族とは、労働基準法施行規則に定める遺族補償の順位によります。

3

退職年金

加入従業員(被共済者)が加入期間10年以上で退職し、年金を希望したとき、退職年金が10年間支払われます。なお、年金の受給期間中に死亡したとき、残余期間分の年金は、遺族に支払われます。年金月額が10,000円に満たないときは一時金でのお支払いとなります。

4

解約手当金

やむを得ず途中で契約を解約した場合、解約手当金が加入従業員に支払われます。解約手当金の給付額は、退職給付金の給付額と同一となります。

※「解約手当金」および本制度の要件に違反して受け取る一時金は一時所得となります。

[注意] ・給付金は事業主にはお支払いしません。この制度の受取人は加入従業員(被共済者)です。
・給付金は将来変更される場合があります。 ・給付金が払込掛金の累計を下回る場合があります。

安心を築く退職金制度

この制度は八日市商工会議所が地区内事業所の発展を願い推進している福祉事業の1つで、国の承認を得て実施しています。

「賃金の支払いの確保等に関する法律」にもとづき、事業主は、退職金の支払いのための保全措置を講ずるよう要請されておりますが、この特定退職金共済制度に加入した事業所についてはその必要がありません。